4　更正等による中間納付額の還付制度について、決定に係る更正等による中間納付額の還付に係る還付加算金の計算期間から除外される期間の末日がその更正等の日の翌日以後一月を経過する日とされる場合における更正の理由を定めることとした。（第七〇条関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

（政令第一九九号）（財務省）

一　租税特別措置法施行令の一部改正関係

1　個人所得課税

(一)　特定寄附信託の利子所得の非課税について、非課税の対象となる公社債等の管理の方法、非課税となる利子等の金額、対象特定寄附金となる寄附金の範囲、特定寄附信託契約の要件、特定寄附信託の受託者が備え付けるべき帳簿書類の細目等を定めることとした。（第二条の三六関係）

(二)　上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例において配当の支払者から支払事務取扱者への通知義務の対象となる大口株主等の要件について、その配当等の支払を受ける者が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合を一〇〇分の三以上（改正前一〇〇分の五以上）に引き下げることとした。（第四条の六の二関係）

(三)　特定外国株式会社が発行する特定外国新株予約権に係る特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等について、当該制度の適用除外となる大口株主等の範囲、付与契約の要件である権利者が認定事業会社に報告すべき事項、非課税の適用を受けて取得した特定外国株式の取得価額の計算の特例の細目等を定めることとした。（第一九条の四関係）

(四)　特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の一、五〇〇万円特別控除について、総合特別区域法に規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する事業のうち本特例の適用対象となるものの要件を定めることとした。（第二二条の八及び第三九条の五関係）

(五)　認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例について、適用対象となる事業用地の区域を都市再生緊急整備地域とすることとした。（第二五条の七の二及び第三九条の九の二関係）

(六)　特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更に伴いその社員に割り当てられた株式（当該割当ての際に、社債、株式等の振替に関する法律に規定する特別口座で管理されることとなったものに限る。）で、その株式の全てを当該特別口座から特定口座への移管により受け入れるもの等を加えることとした。（第二五条の一〇の二関係）

(七)　非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税について、非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、二以上の非課税口座で管理している同一銘柄の非課税口座内上場株式等について行われた株式分割等により取得した上場株式等で、これらの非課税口座のうち最も新しい年に設定されたものに受け入れられるもの等を加えることとした。（第二五条の一三関係）

(八)　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずることとした。（第二六条関係）

(1)　住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合には、税額控除の適用の際、当該住宅の取得等に係る対価の額から当該補助金等の額を控除する。

(2)　本特例の増改築等の対象に国土交通大臣が財務大臣と協議して定める一定のエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替を加える措置を平成二四年一二月三一日まで延長する。

(九)　特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、本特例の断熱改修工事等の対象に、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める一定のエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替を加える措置を平成二四年一二月三一日まで延長することとした。（第二六条の四関係）

(一〇)　認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の所得税額の特別控除について、税額控除額の計算の細目を定めることとした。（第二六条の二八関係）

(一一)　公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除について、税額控除の対象となる公益社団法人等の要件の細目等を定めることとした。（第二六条の二八の二関係）

(一二)　保険年金の保険金受取人等に係る更正の請求の特例について、適用対象となる保険年金の契約の範囲等を定めることとした。（第二六条の二九の二関係）

(一三)　支払調書等の提出の特例について、光ディスク等による提出を行う場合の税務署長の承認手続の細目を定めることとした。（第二七条の三関係）

2　法人課税

(一)　エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となるエネルギー環境負荷低減推進設備等の範囲等を定めることとした。（第五条の四の二、第二七条の五の二及び第三九条の四〇の二関係）

(二)　国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる特定機械装置等の取得価額の最低限度等を定めることとした。（第二七条の一一及び第三九条の四五関係）

(三)　雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度について、対象となる法人が要件を満たしていることについての証明の方法、組織再編成があった場合における比較給与等支給額の計算の細目等を定めることとした。（第五条の八、第二七条の一二及び第三九条の四五の二関係）

(四)　公害防止用設備の特別償却制度について、対象設備から除かれる中小企業者等以外の法人が新設又は増設をする指定物質回収設備の回収の対象となる物質に一定の物質を追加する等の見直しを行うこととした。（第五条の一〇、第二八条及び第三九条の四六関係）

(五)　特定高度通信設備の特別償却制度について、対象となる特定高度通信設備の範囲、対象となる地域又は区域等を定めることとした。（第二八条の八及び第三九条の五三関係）

(六)　特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（第六条の三及び第二八条の九関係）

(1)　半島振興対策実施地域に係る措置について、対象となる事業に農林水産物等販売業を追加するとともに、過疎地域に類する地区の対象となる事業から旅館業を除外した上、その適用期限を平成二五年三月三一日まで延長する。

(2)　過疎地域に係る措置の適用期限を平成二五年三月三一日まで延長する。

(3)　離島振興対策実施地域に係る措置について、対象となる事業につき、情報サービス業等を追加するとともに、農林水産物等販売業を除外するほか、過疎地域に類する地区の要件を見直した上、その適用期限を平成二五年三月三一日まで延長する。

(4)　奄美群島に係る措置について、過疎地域に類する地区の対象となる事業から旅館業を除外した上、その適用期限を平成二五年三月三一日まで延長する。

(5)　振興山村に係る措置について、対象となる事業からソフトウエア業を除外した上、その適用期限を平成二五年三月三一日まで延長する。

(七)　障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、基準雇用障害者数及び重度障害者割合の計算の細目を定めることとした。（第六条の六、第二九条の二及び第三九条の六〇関係）